

野良のかぜ 街のかぜ

2013年
平成25年
6月議会



横山秀男の市政報告

●発行：日高市議会議員 横山秀男 ●連絡先：〒350-1255 日高市武蔵台1-11-1 ●電話・FAX：042-982-0369
メール: h-yoko@sa2.so-net.ne.jp ブログ: http://d.katera.ne.jp/hideosok

議員辞職勧告決議 の真相と議会の実 態を報告します

地方自治法に反し根拠薄弱の不適切決議

8月初旬に配布された6月議会の「議会だより」(No.83)に「決議しました 横山秀男議員に対する議員辞職勧告決議」という記事が掲載されました。

決議の主な理由は「飯能市の議員削減採決に関し(中略)飯能市議会を批判していると取られても仕方のない記事を地方新聞に掲載し非常に残念な行為」「日高市と飯能市の良好な関係に水を差した行為は決して許されない」「自らの過ちを認めて関係者に謝罪する誠意や反省の行動さえうかがえず言語道断であり責任は重大」というものでした。議会最終日の決議は9対8

で成立。賛成は、改革フォーラム、絆の会、志正会、かわせみ会の主流会派及び公明党の5会派議員でした。“言語道断”という言葉がふさわしいのは、この決議です。

地方政治の実情を伝えようとする者の発言の権利を侵害し、議会の議決で正当化することは公共の利益及び地方自治の精神に反する行為です。

また良好な関係に水を差すとか、謝らないからとかいいう情緒的・心情的な言葉は、議会の議論としてはその根拠を疑わざるを得ません。

しかも、このような決議は地方自治法に則っていない不適切であることは定説であるにも関わらず、根拠が薄い無理な理屈で決議を提出・賛成したことは、市議会多数派の奢りを端的に示すものです。

正当な反対意見も市民・有権者に示されない

また「議会だより」の決議掲載と同ページの下段欄外に「横山議員の弁明がありました」と小さな注釈が出ていたが、なぜその弁明が掲載されないのか、という疑問も多くの市民から呈されました。

この弁明は採決前の反対意見表明で、決議の正確な把握に必須のものです。前例にならぬから、という理由を掲げる編集委員会の採配と議論は、改革にほど遠い議会の実情を

◎今でもこんな前時代的な言論封殺が堂々で行われるのか(弁護士)
◎こういう理由で辞職勧告の決議が採決されたとは驚きだ(新聞記者)

市政報告懇談会

- 11月23日・土 高萩北公民館午後1時より
- 11月26日・火 武蔵台公民館午後2時より
- 11月27日・水 高麗川南公民館午前10時より

示しています。

議会だよりを読む市民からすれば、決議に対して横山はどんな理由で反対したのか知りたいというのが普通の常識ですが、そうならない所に議会の問題が潜んでいます。

知り合いの弁護士は、「今でもこんな前時代的な言論封殺が堂々で行われるのか」とあきれ、某新聞社の記者は「こんな理由で辞職勧告の決議が行われるのか」と驚いていました。

辞職勧告決議の発端と経過について説明し、併せて議会の実態について報告致します。

さかのぼればこの問題の発端は、3月議会開会中に行われた保守主流会派と市長、副市長との秘密の宴会です。私は、これを反市民、議会軽視であると宴会参加の両者を厳しく批判しました。

実態伝わらない会派市政

地方自治は二元代表制で、議員も市長も住民から選挙で直接選ばれます。そして議会という場で両者は相対して議論を行い結論を出します。

その結論に至るまで誰がどのような意見を提示し討論が行われたのかを市民に見える形で示すことが重要な事です。

しかし、議会の運営や制度にそうできない欠陥があり議員もその仕組みに安住してしまっています。その元が会派政治で、今回の辞職勧告決議もその一例です。日高市政を理解するには会派の言動を知る必要があります。そういう問題意識を念頭に置いて読んでいただき理解して下さいとを願っています。

問題の発端は秘密の宴会

3月議会開会中に保守主流4派と市長、副市長が内密の宴会を行っていたことが発覚。市議補選以降、保守主流派である3派が数を増し、さらにもう一方のグループから主流派に1人が移るという背景の中での宴会です。完全に数を握ったことに自信と奢りを深めた行動です。

3月19日の議会閉会後の議員全員協議会で私は、これについて発言しました。

「こんな議会軽視のバカなことがあっていいのか」と。「紙に書いてないことをやっとなぜ悪い」「自分の力ネで飲んで何が悪い」等の罵声を受け、当時の議長も事の本質を理解せず会を閉じました。

4月16日の全員協議会で、市長に、この内密の宴会について質し、文書で市長、副市長ほか議員全員に渡しました【内容は左の通り】。

これに対して、前回同様、保守主流会派の議員から猛烈なやじと罵りがあり、市長も議会開会中の一部会派議員と

の秘密宴会出席に反省無く、撤回せよと私に迫りましたが、私は応じませんでした。

新会派結成の文章発表

4月1日をもって、民主党会派から新会派「みらい日高」を結成しました。そのいきさ

市長への質問書

(一部略)

平成24年9月以降、議会の権限拡大による住民自治の拡大を目的とする地方自治法の改正が行われました。定例会の会期や議会運営方法等広範にわたる改正で、3月定例会で成立した政務調査費を政務活動費とする使途基準を拡大する条例改正もその一つです。

一方、行政においても地方分権一括法の制定により国の義務づけ・枠付けの見直しが行われ、国が全国一律で定めていた基準を地方自治体が独自に条例で定めることができるようになり、3月定例会でもいくつかの条例が成立しました。(中略)

このような背景があり、また重要な予算審議を行った平成25年3月の第1回定例会において、会期中に、地方自治と日高市政の根幹を揺るがしかねない一件がありました。

「議会の会期中(一般質問の日程最中)に、保守系4派が内密の宴会を企画・主催し、市長と副市長が出席した」。これは驚くべき事実です。議会開会中に、議案の採決がこれから行われるというのに、執行部リーダーである市長、副市長と議会主要役職者を含む議員が秘密裏の宴会に興じるとはにわかに信じられないことです。二元代表制における公人としての義務と役割を忘れ、談合的環境を醸成する行為であり、市民と議会への重大な背信行為であると言わざるを得ません。

議会は、(中略)執行部とは一歩距離を置きつつ議論を通して公平妥当な解決を図っていかねければなりません。そうしなければ議会の存在意義はなくなってしまう。今回の一件は、正にそこに至る途にあると言えるのではないかと思うのです。私たちは、定例会閉会直後の議員のみの全員協議会で、本件について質しました。改めて、市長、副市長に、本件についての見解を伺いたい。

みらい日高代表 横山秀男

永沼大芳

平成25年4月より民主党会派を解消して新会派「みらい日高」を結成しました。メンバーは私と永沼大芳議員の2人です。平成23年4月24日の市議会選挙で立候補者が定数の18名を超えなかったために無投票当選となつて以来2年、丁度任期の半分を過ぎたところでの新会派結成。なぜこの時期に、と言う声(中略)があるのは当然です。本紙への寄稿を機に結成のいきさつ、動機と日高市政への思いを綴つてみたいと思います。

◆会派のいきさつ

(中略) 県議会議員選挙が平成23年4月に行われ、我々は支持候補を「一心団体」で支援するために請われて民主党に参加しました。その後、時間を経ずして市議選が行われ、県議選で支援候補の落選という事情もあり、市政における改革勢力を維持するために公認として出馬をしました。結果は前述の通り無投票当選でした。

◆会派の実態

当選とはいえ、東京近郊市での無投票は前代未聞、議会

への無関心と無言の批判と取れる結果は、問われるべき重い課題として私の中に深く沈潜しています。しかし議員になつて私の気持ちを奮い立たせたのは、外からは何い知れない議会の実態です。

議員の行動を規定する先例集の維持と役職人事の配分が、多数を占める保守系と政党内派によって維持される仕組みは外部からは見えません。同根の保守3党派+1政党内派が決定権を握り、別の同根の保守2党派がそこに絡む構造が議会の実態です。党派というベールの下の多数決による決定は、議員個人を隠す集団行動となり、有権者の負託を受けた議員としての仕事を見えなくしています。

発言監視と自己抑制が交錯する奇妙な空気が支配しており、個々の議員行動の情報が外部に漏出することが警戒されます。この辺の実情は市民には全く分からないと思います。

◆内向き姿勢の議会

(中略) 本来は、議員個々の意見と考えが同じ者がクルー

プを作り互いに意見を表明し議論することで論点を明らかにし有権者に判断材料を提供することが党派制議会の役割です。また直接、有権者の意見を取り入れる場を作り執行部に対する議会総体としての考えを示すことも大きな役割です。

私は市民運動の経験から多少は議会の仕組みと議員行動を知っていました。しかし実際に中に入り、余りの内向き姿勢を見て、また翼賛的故に改革意識が十分ではない市政に対して、改革すべきはここにあると思いました。その時から政党内派としての意識よりは、市民に事実を知らせ参加を募ることに徹しようと思ひました。

◆市民活動の原点に戻る

私の日高市政との継続的関わりは、10年前に遡る市民運動がきっかけです。(中略)

「合併が前提ではなく賛否両論を公平に比較しつつ日高の将来をよく考え市民の総意を進めるべき。多面的に学習し考え行動し一人ひとりが判断し市民の総意を作る」(平

成15年「合併を考える日高市民会議」代表としての参加の呼びかけ)。

「現状を改革し日高市をもっと住みよく変えていきたい。そのために議会と行政のあり方を見直し市民も変わるべき」(平成22年「日高を変えたい市民の会」代表としての呼びかけ)。

私のこのような軌跡と変わらない立ち位置から「無冠で市民本位であれ」という声は強く、私自身も憲法に基礎を置く立憲民主主義を通して地方議員としての役割と責任を果たそうという思いで今回の決断となりました。

【中略。ここに前ページ掲載の市長への質問書全文】

これは市長への質問の形で出されたものですが、議員全員への問いかけでもあります。期せずして新会派としての考えを表明する形となりました。

◆負託に応えるために

(中略) 議員研修で訪問する各地の議会の話しを聞いても、有権者は口を開けば議員削減と報酬削減のことしか言わない、とため息をつく。能市議会での議員削減の議論は一体何だったのか。本質的

な全市民的議論が行われたのか。0から5までの数字選びのようだった気がします。

(中略) 地方議会への不信は全国共通でその根は深いと言われています。日高市においても定数に満たなかった立候補者状況や現在の議会状況からして無関心がさらに進んでしまうのか、懸念される所です。議会を活性化するためには、市民も参加する二元代表を発揮する議論のもとにその成果を市民に知らせる――単純、愚直な努力しかないと思ひます。

(中略) 地方議員はまず一人ひとりの感覚を研ぎ澄まし、行政集団に対峙して研究・調査に励まなければならぬと思ひます。その上に党派集団の議論を経て議決機関としての議会全体の意志としていくべきです。会期中に秘密の宴会などやっている暇は無いはず、その必要もないはず。

「犬の遠吠え」に聞こえるかもしれないませんが、議会全体でこれを進めること以外に有権者の負託に応える途はないと確信し、議員個人として、党派として永沼大芳議員と共に邁進する決意です。※

活動の原点をしつかり確かめ負託に応えます。

本会議で行った弁明（決議案への反対表明）

議事録からの全文。メモを見ながらの発言なので表現が整っていない箇所がありますが、そのまま掲載します。

私に対する辞職勧告決議案と問責決議案についての弁明を申し上げます。いずれについても私の結論は、提出されるいわれのない決議案でありまして、そのことについて弁明いたします。辞職勧告決議案の提案理由といたしましては、主なものとして、飯能との良好な関係に水を差した取り返しのない重大な失態と、このように決議案の提案理由に書かれておりますけれども、このようなことで決議案が提案されたことは前代未聞、全国的にもこんな理由で辞職勧告決議案が出されたことはありません。非常に根拠薄弱な理由でありまして、私に言わせれば、前代未聞の暴論とも言えるものであります。これは民主主義と議会政治を危うくする行為でありまして、私としては到底認められません。

具体的に申し上げますれば、まず第1に、議員辞職勧告決議案は、表現の自由を無視する短絡的な思考によるものだと思えます。表現の自由というのは、ご承知のように憲法21条によって保障されている国民の基本的な権利でありまして、民主主義に必要な優先的権利でありまして、決議案はこれを侵すものであります。多くの言葉を費やす必要のない根本的な誤りではないかと私は思います。

第2として、議員辞職勧告決議案は、先ほども質疑に出しておりましたように、地方自治法134条、これは地方自治法と会議規則及び委員会に関する条例に基づく議会内での言動、これに違反した場合のみ議決によって懲罰ができるという規則であります。私の言動は本会議、委員会以外での言動であって、罰則を科される理由はどこにもありません。

第3として、議員辞職勧告決議案は、議員が議員を裁こうとする法的な根拠のない、これは横暴的なものであります。議員の資格を評価、判断できるのは、唯一議員を直接選ぶ有権者のみであります。ましてや冒頭に申し上げたような根拠薄弱な理由による議員勧告決議案は、私の政治生命を抹殺しようとする宣伝行為に等しいものであります。これに対して私は断固闘い、このような理の通らない案件を起こして糾弾することは、市民・議会にとって全く有益なことではありません。

一地方議員として日高市民の負託に応え、もって、地方自治の発展に尽くす決意であります。問責決議案に対しましても、議会内での発言でないことに鑑み、議会の中で議会において責任を問われるいわれのないことであると思ひまして、この問責決議案に対しても反対いたします。

議員辞職勧告決議に法的効力無し 住民の判断が地方自治を作ります

前ページに掲載した新聞への寄稿の中の一節（傍線部分）を捉えて、一飯能市議が、他市の議決に口を出すとは何事だ。議会で説明せよ、と議会に抗議をしてみました。これに呼応して、主流4会派が、いろいろ理由を付けて（主に3つの理由11ページ参照）決議案の提出となりました。

私は一連の経緯を見て、数を握った主流会派の横暴と奢りに対して言論で相対する私にダメージを与えようという明確な意図を感じました。議会開会中の市長・副市長との内密の宴会を糾弾され、公正に反する議員行動が明らかにされたことに端を発していることであると思ひます。

飯能市の議員削減に関しての記述は、二元代表制と間接民主主義への私の日頃からの問題意識の一環です。このような政治家としての意見を表明して有権者の意識に訴えることは当然のこと。これを捉えて、釈明せよとか、謝れとか、友好に水を差す等々は

外れとしか言えません。議員辞職勧告決議案は議員の刑事事件や汚職等で提出されることはありませんが、私に對するようない理由は、言論弾圧によって議会を隠そうとする恥ずべき言動で、地方自治への逆行行為です。

項目と手続き条件が揃ってれば議長は決議案を受理することが義務となっており、議員辞職勧告決議は自治法を逸脱し認められないことは確立しています。私が辞職する必要は全くありません。議員の資格・任期は地方自治法で保障されており、それを左右する権限は議員にはなく、決めるのは住民・有権者の判断・評価のみだからです。

<編集後記>

振り返ってみると、4月の新会派結成以来、ずいぶんいろいろな場面に直面しました。判断の基準は、迷うこと無く、議員の利害では無く、普通の市民の感覚と常識に基づく議員としての責務です。さらに一層の発言に努めます。

横山秀男